

契約のしくみ



「契約」とは、片方の「申し込み」に対して、もう片方が「承諾」し、お互いの意思が一致(合意)した場合にできる「法的な責任が生じる約束事」を意味します。
 契約が「成立」するのは、お互いの意思の合致(合意)があったときです。
 電車に乗ったり(旅客運送契約)、ビデオを借りたり(賃貸借契約)、洋服を買ったり(売買契約)、これら全ては「契約」をした結果なのです。

悪徳商法などによる契約トラブルが後を絶ちません。
 「契約する」ということはどう
 いうことなのか、改めて考えて
 みましょう。

私たちの周りには
 契約がいっぱい
 「契約」ってなあに？

問合せ
 産業振興課水産商
 工グループ
 ☎74-3005

(北海道消費生活センター教育
 啓発グループ発行リーフレット
 より)



契約自由の原則(4つの自由)

契約締結の自由

契約を結ぶかどうかは自分で決めことができ、誰からも強制はされません。

相手方選択の自由

どこのどんな業者と契約を結ぶかは、自分で選ぶことができます。

契約方式の自由

どのような方式で契約を結ぶかは、自由に決めことができます。

内容決定の自由

どのような契約をどのような条件で結ぶかは、自由に決めことができます。

「契約」は「法的な責任が生じる約束事」

契約が成立すると、お互い契約した内容を守る責任が発生します。
 一方的に契約を変更したり、やめたりすることは原則としてできません。契約内容を守らなかった場合は法律により、契約を実現するように求めたり、契約が実行されなかったために受けた損害を賠償請求することができます。

また、「契約書を取り交わしていない」「印鑑は、まだ押ししていない」「単なる口約束」など、成立していないと思われがちですが、契約自由の原則により、「契約の形も自由」なのでたとえ、口約束であっても契約は成立しています。

契約書とは？

日常で行われる契約のほとんどは、口頭での契約です。契約書を交わすこともなく物を購入したり、借りたり、乗り物に乗ったりしています。これは、商品の引渡しと代金の支払いが同時にその場で完了してしまうので、契約書を交わす必要がないからです。契約書はあくまで、万一トラブルが起きた際になどに備えて、証拠として残すためのものです。

たとえ、レシートであったとしても内容を書き込み契約書にかえることもあります。この場合、内容を良く確認し、保存しておくといでしょう。

契約する内容の全てを書くのが「契約書」

契約した内容を明らかにしてお互い確認しておくことが大切です。契約書は、契約した内容が書いてあり、お互い納得した内容であれば良く、形式は決まっていません。たとえ小さな文字であっても、きちんと確認しておきましょう。

12月号では、未成年者の契約について紹介します。

契約書で最低限確認したい項目

いつ.....	契約した日
誰と.....	契約する相手の名前(事業者名、住所、連絡先、担当者)
何をいくつ.....	商品名や数量
いくらで.....	価格(現金価格、分割払い総額など)
支払い方法.....	現金払い、分割払い、前払いなど
引渡し時期.....	商品がいつどのようにして渡されるか
解約に関すること.....	解約に関する取り決めがあるか(損害賠償、違約金に関すること)